

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 配給水管修繕工事 (単価契約)

本件は、高石水道センター管内における配給水管の修繕工事等を行うもので、履行期間を1年とする業務である。

これまで当該業務の契約日及び履行期間開始日が年度替りの4月1日としていたが、受注者が変わる場合を考慮して、履行期間開始日を8月1日、契約日をそれ以前として発注することとした。

このため、履行期間を令和8年4月1日から7月31日までとする業務を発注する必要がある。

当該業務を実施するには、管路や給水装置の修繕工事を熟知しているだけでなく、直ちに修繕を行える人員及び機械や工具を確保していることが必要であり、引継ぎ等を行うことなくこの短期間の業務を行うことができるのは、現受注者である中山建設株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、中山建設株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。